

令和2年10月15日

県内の新規感染者の発生は、10月5日に29日ぶりに新規感染者ゼロとなり、その後も、断続的に新規感染者がゼロとなるなど、感染者数は低い水準が続いています。

大学や医療機関、社会福祉施設で発生したクラスターについては、各施設とも徐々に収束に向かうとともに、次のクラスターへの拡大は防ぐことができます。

こうした中で県内の感染状況は一定のレベルまで落ち着いた状態にあると考えており、これもひとえに、県民の皆様、各関係の皆様のご協力の賜物でありまして、ここにあらためて感謝を申し上げたいと思います。

10月11日に県独自のモニタリング指標3つ全てで要請解除の目安に達し、その後も、感染者数は減少傾向にあると認められますので、県外の感染防止対策が不十分な飲食店の利用自粛など、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく県民の皆様に対する要請を7月28日以降79日ぶりに解除させていただきたいと思います。しかしながら、医療機関や社会福祉施設において、依然として感染者が散発的に発生しているため、感染防止対策の徹底等については、あらためてご留意いただきますようお願い申し上げます。

“Go To キャンペーン”なども始まっておりまして、徹底した感染防止対策を講じながら日常生活を取り戻し、社会経済活動を活性化していく必要があります。“徹底”と言うと厳しいことのように聞こえますけれども、マスクの適切な着用や換気、距離の確保、あるいは「安心みえるLINE」といった接触確認ツールの活用とか、それぞれにできることをしっかりとやっていただくということでありまして、これにより感染リスクを下げて、経済を活性化し日常を取り戻すことができるというふうに考えています。

そして、いつも申し上げさせていただいておりますけれども、人権への配慮であります。私は、国の「偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループ」というものに都道府県知事代表で参画をさせていただいております。全国の実態把握をさせていただいたのですが、未だに全国でも多くの差別・偏見事例が、感染者、感染していない人含めて幅広く深刻な状況で起こっているということにあらためて胸を引き裂かれる思いです。

既に起こってしまった感染という事実に対して、不幸にも感染された方の過去の行動を責めてもウイルスは消滅しません。仮にその方の行動に少しの油断があったとしても、戦うべき相手はやはり、その方個人ではなくウイルスです。

県民の皆様におかれましては、くれぐれも感染された方、またそのご家族、勤務先、医療従事者、外国からの帰国者、外国人の方、全ての方に対する偏見や差別につながる行為、人権侵害、誹謗中傷等は絶対に行わないでください。

最後になりますが、これから寒い季節が訪れ、季節性インフルエンザの流行期となりま

す。「新しい生活様式」で、これまでの冬以上に感染症の予防にぜひ心掛けていただきたいと思ひます。現在県としましても関係機関と緊密に連携し、インフルエンザ流行期における対策について議論を進めています。これまで以上に気を引き締めて取り組んでまいりますので、県民の皆様、事業者の皆様におかれましても、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

(資料を掲示) これですけれども、このモニタリング指標の状況ですが、この11日以降ですね、この現在の医療提供体制に合わせた目安をすべて下回っている状況になっている。ちなみにこの新規感染者数と入院患者数は10月6日から既に下回っていましたが、事例数のところが少しまだ残っていました。直近、今日の本部の資料は14日までなんですけれども、15日のところは、確認しますと0、7、18でありますので、これもともとも5月5日の当初に設定したモニタリング指標が30、20でしたから、それも下回る状況になってきているというような状況であります。

そのため、申し上げましたように、特措法24条9項に基づきまして、県民の皆様をお願いをしていた要請を、この79日ぶりに解除するという形にしたいと思ひます。あらためてご協力いただいていた県民の皆様にご感謝申し上げたいと思ひます。引き続き、基本的な感染防止対策を実践し、落ち込まない、広げないという形で、ぜひお願いをしたいというふうに思ひます。

また最後になりますが、繰り返しなりますけれども、差別・偏見、そういうことがないようにぜひしていただきたいと思ひます。特にこの落ち着いてきた状況の中で、また新たに発生をされた方が、不幸にもいらっしやった場合、その方を責めたりするというのではなく、自らの感染防止対策を徹底するという方向にぜひ向けていただいて、人権侵害などないように、ぜひお願いをしたいと思ひます。

私の方からは以上です。